

## 「規定類の訂正は 労働時間内でできる」??

私たちは、交差点No.354「規定類の訂正、訂正、訂正、訂正・・・これっていつやりますの!？」で自己の時間に大量の規定類の訂正を指示されている現状について訴えてきました。

特に2月8日から導入されたN700A編成に関する訂正、変更については直近の二日前になって掲示され、訂正を指示されました。

予備待機者を除いてほとんどの乗務員が休憩時間を割いて規定類の訂正に追われているのが現実です。

一方、管理者は悠々、公然と業務時間に訂正しているのを多くの乗務員が目の当たりにしていました。

私たちは、このように大量の規定類の訂正を自己の時間にせざるを得ない、多くの乗務員の実状、不満に対して、2月19日の業務委員会で会社に申し入れをしました。

しかし会社は、「規定の訂正についてかかる時間については、規定の訂正内容や個人により作業は異なるものの、いずれも労働時間内にできる範囲内と認識している」とし、組合からの「規定類の差し替え、訂正の作業にかかった時間を労働時間として付加すること」の申し入れに対して「現行通りとすること」と職場の多くの乗務員のサービス労働に対する声を全く無視した回答に終始しました。

ちなみに隣のJR西日本では、規定類の訂正に必要な時間を別に労働時間としています。

**私たちは、これからも会社に対して業務に必要な時間を労働時間とするよう訴えます!**